

2016年(平成28年)6月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

斎場及び大庭台墓園の墓所の運営管理，埋葬・火葬・改葬の許可，西富墓地及び藤沢聖苑の運営管理に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2016年(平成28年)5月23日付けで諮問(第809号)された斎場及び大庭台墓園の墓所の運営管理，埋葬・火葬・改葬の許可，西富墓地及び藤沢聖苑の運営管理に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県川崎臨港警察署司法警察員から，刑事訴訟法第197条第2項に基づき捜査のため，本市が保有している藤沢市斎場予約確認書，藤沢市斎場使用許可申請書，死体火葬許可申請書，藤沢聖苑予約確認書，藤沢聖苑使用許可証の情報の照会についての依頼がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず，実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため，栄警察署司法警察員に住民基本台帳カード交付申請書の情報を目的外に提供することについて，藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 藤沢市斎場予約確認書等の情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

(ア) 藤沢市斎場予約確認書

(事務の名称 「斎場及び大庭台墓園の墓所の運営管理」)

受付日，使用目的，使用日時，使用施設，故人氏名（ふりがな），故人の住所，喪主氏名（ふりがな），喪主の住所，故人から見た喪主の続柄，担当葬祭業者社名，葬祭業者担当者氏名，葬祭業者所在地，葬祭業者電話番号，葬祭業者 F A X 番号

(イ) 藤沢市斎場使用許可申請書

(事務の名称 「斎場及び大庭台墓園の墓所の運営管理」)

申請日，申請者住所，申請者氏名，死亡者との続柄，申請者電話番号，死亡者住所，死亡者氏名，使用施設，使用目的，使用日時，葬祭業者名，葬祭業者担当者名，葬祭業者電話番号

(ウ) 死体火葬許可申請書（事務の名称 「埋葬・火葬・改葬の許可」）

申請日，申請者住所，申請者氏名，死亡者との続柄，死亡者の住所，死亡者の氏名，死亡者の生年月日，死亡年月日時，死亡場所，火葬場所，許可年月日

(エ) 藤沢聖苑予約確認書(事務の名称 「西富墓地及び藤沢聖苑の運営管理」)

受付日，故人氏名（ふりがな），故人の住所，使用日時，出棺場所・時間，担当葬祭業者社名，葬祭業者担当者名，葬祭業者所在地，葬祭業者電話番号，葬祭業者 F A X 番号

(オ) 藤沢聖苑使用許可証(事務の名称 「西富墓地及び藤沢聖苑の運営管理」)

申請者住所，申請者氏名，死亡者の住所，死亡者の氏名，死亡者の生年月日，死亡年月日時，使用日時，執行者，火葬執行の時間，許可年月日

以上の，目的外に提供する個人情報における本人とは，故人（死者）及び申請者（喪主）並びに葬祭業者の担当者となる。

なお，照会書の照会事項の提供の必要性を捜査機関に確認し，次の項目については提供する必要がないと判断した。

藤沢市斎場予約確認書の内，初七日法要の有無，送迎車の有無，個人情報提供の同意の有無。藤沢市斎場使用許可申請書の内，印影，料金，入場予定人数，許可番号。死体火葬許可申請書の内，印影，死亡者の本籍，性別，死因，許可番号。藤沢聖苑予約確認書の内，故人の性別，故人の年齢，葬儀の形態，分骨の有無，火葬場への会葬者数，待合室の使用状況，その他連絡事項。藤沢聖苑使用許可証の内，死亡者の本籍，性別，死因，区分，添付書類，許可番号，使用料。

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県川崎臨港警察署 司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第 197 条第 2 項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県川崎臨港警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(1) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県川崎臨港警察署司法警察員に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、現在、捜査中の貨物自動車運送事業法違反事件についての被疑者（個人及び法人）であり、無許可で他人の運送要求に応じ、自動車を利用してご遺体を運送することを事業として行っている可能性がある。」とのことであった。

このため、葬儀を営む藤沢市斎場の予約や使用状況及び火葬を営む藤沢聖苑の予約や使用状況についての確認が必要になること、並びにご遺体はどこからどこへ移動したのかの確認が必要になるため、死亡場所もその必要項目となっている。

この調査により適用される法律は、貨物自動車運送事業法であり、この違反については、該当する個人及び法人に適用されるため、葬儀社の担当者及び法人の情報が必要項目となっている。

また、ご遺族の方からは、当該業者に葬儀を依頼したことについての事情を聴く必要があることから、亡くなられた方との続柄や氏名、住所、連絡先などが必要となっている。

本件の目的外に提供する個人情報は、藤沢市斎場及び藤沢聖苑に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、申請者（喪主）及び葬祭業者の担当者に本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認でき、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、本人通知を省略することとしたい。

また、照会対象者が故人で死亡しており当該死者と同視することができる一定の身分関係にあるものの内、一部は申請者（喪主）であることから上記と同様であり、その他の者については個人特定できないことから、本人通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

- ア 捜査関係事項照会書
- イ 貨物自動車運送事業法抜粋
- ウ 藤沢市の保有する申請書類等
 - (ア) 藤沢市斎場予約確認書
 - (イ) 藤沢市斎場使用許可申請書
 - (ウ) 死体火葬許可申請書
 - (エ) 藤沢聖苑予約確認書
 - (オ) 藤沢聖苑使用許可証
- エ 個人情報取扱事務届出書
 - (ア) 斎場及び大庭台墓園の墓所の管理運営
 - (イ) 埋葬・火葬・改葬の許可
 - (ウ) 西富墓地及び藤沢聖苑の運営管理

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県川崎臨港警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、現在、捜査中の貨物自動車運送事業法違反事件についての被疑者（個人及び法人）であり、無許可で他人の運送要求に応じ、自動車を利用してご遺体を運送することを事業として行っている可能性がある。」とのことであった。このため、葬儀を営む藤沢市斎場の予約や使用状況及び火葬を営む藤沢聖苑の予約や使用状況についての確認が必要になること、並びにご遺体がどこからどこへ移動したのかの確認が必要になるため、死亡場所もその必要項目となっている。この調査により適用される法律は、貨物自動車運送事業法であり、この違反については、該当する個人及び法人に適用されるため、葬儀社の担当者及び法人の情報が必要項目となっている。

また、ご遺族の方からは、当該業者に葬儀を依頼したことについての事情を聴く必要があることから、亡くなられた方との続柄や氏名、住所、連絡先などが必要となっている。

本件の目的外に提供する個人情報は、藤沢市斎場及び藤沢聖苑に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、申請者（喪主）

及び葬祭業者の担当者に本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認でき、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、本人通知を省略することとしたい。

また、照会対象者が故人で死亡しており当該死者と同視することができる一定の身分関係にあるものの内、一部は申請者（喪主）であることから上記と同様であり、その他の者については個人特定できないことから、本人通知を省略することとしたい、とのことである。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上